

ヘルパーステーションぬまおのサービス内容と運営について

(重要事項説明書)

事業所名	医療法人社団洋精会 ヘルパーステーション ぬまお
代表者名	上原 文香
住所	栃木県宇都宮市星が丘1丁目7番38号 (医療法人社団洋精会 沼尾病院内)
サービスの種類	訪問介護・第一号訪問事業
電話番号	028-600-3288
指定年月日	平成13年4月1日
事業者番号	第0970101507号

1. 私達の仕事

医療法人社団洋精会 ヘルパーステーションぬまお（以下 ぬまお）があなたに提供するサービスは、以下の通りです。

訪問介護

(1) 身体介護

・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・清拭 ・体位交換 等

(2) 生活援助

・買物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 等

第一号訪問事業

(1) 訪問型独自サービス11 (2) 訪問型独自サービス12 (3) 訪問型独自サービス13

※お茶等のもてなし、いただきものはうけられないこととなっております。
ご協力お願い致します。

2. ヘルパーステーションぬまおの職員

- (1) ぬまおには、管理者1名とサービス提供責任者2名以上の常勤職員、訪問介護員10名以上がいます。
- (2) ぬまおの監督責任者は管理者・富山千浪です。苦情等ありましたら遠慮なくご連絡下さい。

3. 訪問介護員

訪問する介護員は、2名以上の対応とさせていただきます。

4. 訪問介護員の変更

あなたは正当な理由がある場合に限り、変更を申し出ることが出来ます。

5. 営業時間と営業日

営業時間は午前8時30分から午後5時00分です。日曜日と祝日はお休みです。お盆と年末年始は沼尾病院の営業日に準じます。但し、その他の時間帯や急で介護のご相談が必要になったときはぬまおにご相談下さい。

6.利用料金

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

利用料は介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額となります。

(1) 利用料

(1 単位=10.42 円)

身体介護	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満	90 分以上 (30 分増す毎に)
	163	244	387	567	概ね +82
生活援助	20 分以上 45 分未満	45 分以上	身体介護に 引続き生活 援助を行っ た場合	20 分から起算して 25 分毎に加 算 70 分以上を限度	
	179	220		+65	
夜間 (18 時～22 時) 早朝 (6 時～8 時)	上記単位に 25%加算				
緊急時訪問介護 加算	100/回 ※利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネー ジャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者 又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護 (身体介護) を行 った場合。				
生活機能向上連 携加算 (Ⅰ)	100/月 ※・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療 提供施設 (原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。) の理学療法士・作 業療法士・言語聴覚士・医師からの助言 (アセスメント・カンファレンス) を受けることがで きる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的 とした訪問介護計画を作成 (変更) すること ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサ ービス提供の場において、又は ICT を活用した動画やテレビ電話装置等を用いて、 利用者の状態を把握した上で助言を行うことを定期的に行なった場合。初回目か ら 3 ヶ月間算定することができる。				
生活機能向上連 携加算 (Ⅱ)	200/月 ※・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療 提供施設 (原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。) の理学療法士・作 業療法士・言語聴覚士・医師が、訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自 宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行又はテレビ電話装置等を用いたカンフ ァレンスを行い、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行 なうこと。 ・生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成すること。 ・当該理学療法士等と連携し、訪問介護計画に基づく訪問介護を提供すること。 を行なった場合。初回目から 3 ヶ月間算定することができる。				
訪問型独自 サービス 11	週 1 回程度の利用		1 月につき	1, 176	
訪問型独自 サービス 12	週 2 回程度の利用		1 月につき	2, 349	
訪問型独自 サービス 13	週 3 回程度の利用		1 月につき	3, 727	
初回加算	200/月 ※新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問と同月内 に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は訪問介護員等が訪問介護 を行う際に同行訪問した場合。				
処 遇 改 善 加 算 (Ⅱ)	1 ヶ月の所定単位数に 22.4%を乗じた単位数/月 ※介護職員の処遇改善のために定められた基準を満たしている。				

オプション（保険外サービス）	【別紙規約参照】		
	通院介助、家事援助、見守り他	1時間あたり	2, 200円
	身体介護	1時間あたり	3, 960円
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の90%を算定		
	・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人未満の場合）。 ・ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）。 ※限度額管理の対象外となります。		
※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。			

（2） 交通費

サービス実施地域である宇都宮市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は訪問介護員が訪問するための交通費の実費が必要です。

①事業所から、片道10キロメートル未満600円

②事業所から、片道10キロメートル以上800円

※費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（3） その他

必要に応じていただくことがあります。

7. キャンセル料

事前にキャンセルの連絡がない場合には利用料金の全額をご負担して頂きます。

ただし、前日若しくは当日の午前8時までに連絡頂ければキャンセル料は頂きません。

8. サービス提供実施地域

宇都宮市

9. 計画書等の添付

訪問介護計画は、いつでも交付しますので、お申し出下さい。

10. 守秘義務

ぬまおが、仕事上知ることになったあなたやご家族の個人情報については、外部に漏らすことはありません。しかし、サービス担当者の会議などで個人情報を用いる場合は、あなたや家族の同意を前もって得るとお約束します。

11. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関の名称 主治医の氏名	
緊急連絡先	氏名 電話番号 (任意)	(続柄)

12. 苦情があるときは

サービスについての苦情は、下記のところでお受けします。

ヘルパーステーションぬまお	電話 028-600-3288
	FAX 028-622-2598
宇都宮市役所高齢福祉課	電話 028-632-2906 (直通)
(8:30~17:00)	FAX 028-632-3040
栃木県国民健康保険団体連合会	電話 028-643-2220
(9:00~17:00)	FAX 028-643-5411

13. サービスの第三者評価の実施状況について

ぬまおが提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点からの評価は行なっておりません。